

指定訪問看護・介護予防訪問看護事業 運営規定

(事業の目的)

第1条 合同会社 SHIM が開設する訪問看護ステーションひなた（以下「事業所」という）が実施する指定訪問看護・介護予防訪問看護事業の適切な運営を確保するために、人員及び管理者等に関する事項を定め、事業所の看護師（准看護師を含む）・理学療法士、作業療法士が要介護状態又は要支援状態にあるものに対し、適切な指定訪問看護・介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護・介護予防訪問看護に携わる看護師等は要介護状態または要支援状態者の心身の特徴を踏まえ、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図る。
- 2 指定訪問看護・介護予防訪問看護の実施に当たっては、居宅介護支援事業者・地域包括支援センター、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービス提供に努める。
 - 3 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(名称及び所在地)

第3条 指定訪問看護・介護予防訪問看護を実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーションひなた
- (2) 所在地 静岡県沼津市中沢田 385 BM ビル 203

(従業員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 従業員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- ① 管理者 看護師 1 人（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らの指定訪問看護・介護予防訪問看護職務にあたる。

- ② 訪問看護職員 看護師 2 人以上

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 適当数

訪問看護職員等は、指定訪問看護・介護予防訪問看護の提供にあたる。

(運営日及び運営時間)

第5条 営業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし年末年始(12/30～1/3)を除く。

(2) 運営時間 午前8時30分から午後5時30分

(訪問看護等の内容)

第6条 指定訪問看護・介護予防訪問看護は、文書による主治医の指示に基づき、要支援者・要介護者に対する心身の機能の回復を図るために、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問看護計画書の主要な事項について利用者又はその家族に説明し、医学の進歩に対応し適切な看護を提供する。

2 訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書を作成し、看護記録等に訪問日、提供した看護内容を記載する。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 通常の事業の実施地域は、沼津市、清水町、三島市、長泉町とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定訪問看護・介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問看護・介護予防訪問看護が法廷代理受領サービスである時は、その1割とする。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

2 料金については重要事項説明書の別紙のとおりとする。

3 通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護・介護予防訪問看護に要した交通費についてはその実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、通常の実施地域を越えた場所から指定訪問看護・介護予防訪問看護に要した往復の距離、1km当たり50円を徴収する。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者及びその家族に対して事前に説明した上で、支払いに同意を得る。

(緊急時における対応)

第9条 指定訪問看護・介護予防訪問看護の提供を行っている時に、利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて随時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(衛生管理等)

第10条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第 11 条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第 12 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 13 条 従業員の資質の向上を図るための研修機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用研修 採用後 6 か月以内
 - (2) 職務研修 年 2 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため従業者で無くなった後においても、これらの秘密を保持する。
- 4 事業所は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は合同会社 SHIM が定めるものとする。

(付則)

この規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は令和 7 年 12 月 8 日から施行する。